



いつも新しい流れがある 市川

令和8年7月29日

報道関係者 各位

市川市教育委員会
教 育 振 興 部
部長 根本 泰雄

特別支援学校増設にかかる市川市と学校法人和洋学園との
合意書締結式の開催について（周知）

平素より本市の教育行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、市川市と学校法人和洋学園は、和洋学園国分校舎の土地建物の売買に関する合意書の締結及び和洋学園国分校舎を活用した特別支援学校の増設についての合同発表を行うこととなりました。

つきましては、下記のとおり合意書締結式を開催いたします。

記

1. 合意書締結式

- (1) 日時 : 令和8年7月31日（金）14時から15時
- (2) 場所 : 市川市役所第1庁舎1階 ファンクションルーム
- (3) 出席者 :
 - (市川市) ・ 田中市長
 - ・ 高木教育長
 - ・ 教育振興部長、次長
 - ・ 学校教育部長、次長
 - (和洋学園) ・ 溝田理事長
 - ・ 越智常務理事
 - ・ 宮崎和洋国府台女子中学校高等学校校長
 - ・ 上久保評議員
 - ・ 熊谷和洋女子大学学長
 - ・ 宮澤事務局局長

2. 添付資料

- (1) 資料の修正について
- (2) 和洋学園国分校舎を活用した特別支援学校の増設（案）について
- (3) 土地建物の売買に関する合意書（案）

（問い合わせ）教育振興部 教育政策課長 竹内 研悟 TEL 047-702-5355

1 特別支援学校の増設について

特別支援学校について、支援が必要な児童生徒の増加にともない、教室不足が見込まれる状況に対応するため、和洋学園国分校舎を取得・活用して特別支援学校を増設するとともに、教育課程を考慮した配置を検討し、小学部・中学部・高等部の連携等を強化するもの。

- ①特別支援学校の教室不足への対応
- ②教育課程を考慮した配置により、小学部・中学部・高等部の連携等の強化
- ③上記課題に対し、早期の実現が可能

■特別支援学校 教室不足の状況 (R7年度末現在)

	R8	R9	R10	R11	R17
小	△3教室 (必要20/現状17)	△6教室 (必要23/現状17)	△8教室 (必要25/現状17)	△10教室 (必要27/現状17)	△13教室 (必要30/現状17)
中	+1教室 (必要8/現状9)	+1教室 (必要8/現状9)	△1教室 (必要10/現状9)	△1教室 (必要10/現状9)	△9教室 (必要18/現状9)
高	±0教室 (必要10/現状10)	+1教室 (必要9/現状10)	±0教室 (必要10/現状10)	△1教室 (必要11/現状10)	△5教室 (必要15/現状10)

63教室必要

2 和洋学園国分校舎 想定される活用プラン(案)

1 利用校舎

現状

R11～

稲越校舎

※和洋学園
国分校舎

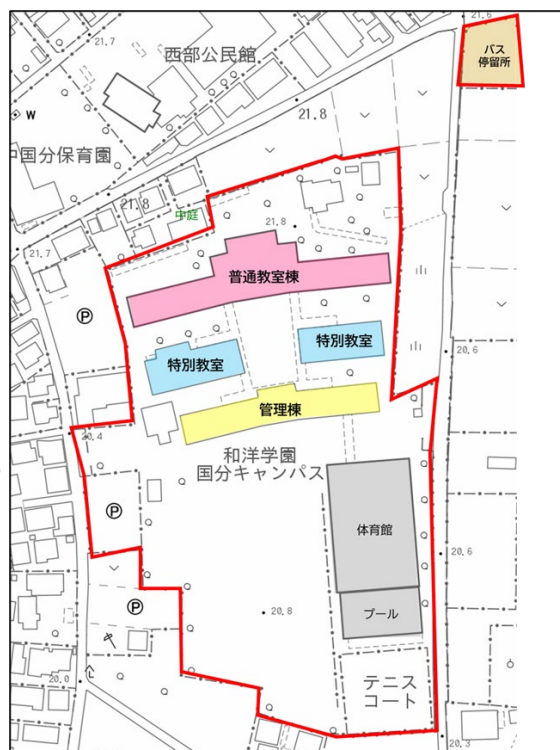
須和田校舎

※須和田校舎

※利用校舎については、学校運営
や施設規模等を考慮し今後検討する

2 和洋学園国分校舎 建物概要

延べ床面積	12,562㎡
構造	鉄筋コンクリート造・地上3階
築年数	築44年 (S57年建築)
敷地面積	26,678㎡ (市街化調整区域) ※バス停留所含む



3 事業スケジュール

	R8	R9	R10	R11
土地建物購入	交渉	●7月 売買契約 ●6月 財産取得議案の提出		●4月 供用
改修工事	●9月補正 測量・鑑定	●6月補正 土地購入費 改修工事費	●12月 工事契約議案の提出	
	測量・鑑定	設計	入札	工事

土地建物の売買に関する合意書 (案)

市川市
学校法人和洋学園

令和8年7月31日

土地建物の売買に関する合意書（案）

市川市（以下「甲」という。）及び学校法人和洋学園（以下「乙」という。）は、甲乙間で行った土地建物の売買に係る協議の結果が次のとおりであることを確認し、本合意書を締結する。

（合意書の趣旨）

- 第1条 甲及び乙は、乙の所有する別紙物件の表示記載の土地建物（以下「本件売買物件」という。）を本合意書の内容に基づき、甲が教育財産の用に供するため、乙が甲に売り渡すことについて合意する。なお、本件売買物件に係る売渡しにあたっては、甲の財産取得に関する市川市議会の議決及び乙の理事会の議決を経て、本件売買物件に係る売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結するものとする。
- 2 別紙物件の表示記載の土地（以下「本件土地」という。）上にある乙の所有する別紙物件の表示に記載のない建築物及び工作物の取扱いに関しては、次条第2項の不動産鑑定評価までに甲乙協議の上、別に協議書を定めるものとする。

（売買契約締結時までの実施事項）

- 第2条 甲は、本件売買契約に係る予算に関する市川市議会の議決を条件とし、乙の代理人として、本件土地の面積を確定させるための測量及び境界の確定並びに登記申請を甲の費用負担により実施するものとする。なお、乙は、甲が必要と認めるときは甲が実施する測量及び境界の確定に協力するものとし、必要な関係書類その他甲が乙に対して提出を求めた書類を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、本件売買契約に係る予算に関する市川市議会の議決を条件とし、本件売買物件に係る売買代金の基準金額とするため、不動産鑑定評価を甲の費用負担により実施するものとする。
- 3 甲は、本件売買物件に関し、本件売買契約の締結前に事前の現場調査等を実施するものとする。なお、乙は、甲が必要と認めるときは甲が実施する当該現場調査等に協力しなければならない。
- 4 前各項に定めるもののほか、甲又は乙が本件売買契約を締結するに当たり必要と認める事項については、甲乙協議の上、別に協議書を定めて実施するものとし、当該実施に係る費用負担については、甲乙協議の上、当該協議書に定めるものとする。

(引渡条件)

第3条 乙は、本件売買契約の締結時まで、設備、建物状況、什器その他の附帯設備に関する一覧表を作成し、甲に当該一覧表に記載された附帯設備を引き渡す条件を明らかにしなければならない。

(売買代金)

第4条 本件売買物件に係る売買代金は、第2条第2項に基づき甲が実施した不動産鑑定評価に係る鑑定評価額を基準金額とし、前条に定める引渡条件に基づき、甲乙協議の上、合意した金額とする。

(費用の清算)

第5条 甲及び乙は、本件売買契約の締結に至らなかった場合、第2条に基づき甲又は乙が負担した費用の清算をするものとする。この場合において、甲及び乙は、甲乙協議の上、当該清算に係る協議書を定めるものとする。

(合意書外の事項)

第6条 本合意書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

本合意書の締結を証するため本合意書を2通作成し、甲乙署名のうえ各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 千葉県市川市八幡1丁目1番1号

市川市

代表者 市長

乙 千葉県市川市国府台2丁目3番1号

学校法人和洋学園

理事長

物件の表示

○ 土地

所 在	地 番	地 目	地 積 (公簿)
市川市国分四丁目	1976番	学校用地	25,169㎡
市川市国分四丁目	1978番2	畑	65㎡
市川市国分四丁目	1982番5	畑	786㎡
市川市国分五丁目	2099番1	宅地	658.18㎡

○ 建物 1
(主である建物)

所 在	家屋番号	種 類	構 造	床面積 (公簿)
市川市国分四丁目 1976番	1976番	校舎 体育館	鉄筋コンクリート 造スレート・亜鉛 メッキ鋼板葺陸屋 根地下1階渡廊下付 2階建	1階 6,274.54㎡
				2階 4,452.78㎡
				地下1階 1,523.06㎡

(付属建物)

符号	種 類	構 造	床面積 (公簿)
1	機械室	鉄筋コンクリート・鉄骨造 スレート葺平家建	154.09㎡
2	倉庫	コンクリートブロック造亜 鉛メッキ鋼板葺平家建	36.67㎡

○ 建物 2

所 在	家屋番号	種 類	構 造	床面積 (公簿)
市川市国分四丁目 1976番	1976番の2	校舎	木造瓦葺平家建	121.17㎡

物件の図示

- ・ 赤枠が取得予定の土地
- ・ 赤枠内の建物（斜線部分）が取得予定の建物

